

2026年5月31日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【改訂表】

合格のミカタシリーズ 2026年対策 解いて覚える！
社労士択一式トレーニング問題集⑦ 健康保険法

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいた皆様には大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

合格のミカタシリーズ 2026年対策 解いて覚える！
社労士択一式トレーニング問題集⑦ 健康保険法
(2026年1月20日 3版)
ISBN 978-4-86783-247-9

箇所	改訂前	改訂後
問題105 1行目	当該開設者である	当該開設者 <u>(医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに 応じなかった者を除く。)</u> である
解答105 2行目	当該開設者である	当該開設者 <u>(医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに 応じなかった者を除く。)</u> である

箇所	改訂前	改訂後
問題307 3行目	平均額の3分の1に相当する額までは、	平均額の3分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、
問題315 5行目	平均額の12分の2に相当する額とを	平均額の12分の2に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを
解答315 5行目	平均額の「12分の1」に相当する額とを	平均額の「12分の1」に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを